6　法第七八条第一項の外国出願から除く特許出願を定めることとした。（第一四条関係）

7　日本国内でした発明であって公になっていないものが、法第六六条第一項本文に規定する発明であるときに、外国出願をしてはならない期間として法第七八条第一項ただし書に定める期間は、一〇月とすることとした。（第一五条関係）

8　外国出願が禁止されるかどうかについて特許庁長官に対して求める確認の手数料の額として法第七九条第五項の政令で定める額は、二万五、〇〇〇円とすることとした。（第一六条関係）

9　この政令は、一部の規定を除き、法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

◇投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とバーレーン王国との間の協定（条約第八号）（外務省）

この協定は、投資の促進及び保護に関して包括的かつ詳細な事項を規定しており、投資環境の枠組みを整備するものであって、その概要は、次のとおりである。

1　この協定における用語を定義している。（第一条関係）

2　一方の締約国は、自国の関係法令に従い、他方の締約国の投資家による投資を許可すること等を規定している。（第二条関係）

3　一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して内国民待遇を与えること等を規定している。（第三条関係）

4　一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して最恵国待遇を与えること等を規定している。（第四条関係）

5　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際慣習法に基づく待遇を与えること等を規定している。（第五条関係）

6　一方の締約国は、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対して内国民待遇及び最恵国待遇を与えることを規定している。（第六条関係）

7　いずれの締約国も、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ貿易に関連する投資措置に関する協定第二条の規定に基づく両締約国の義務に反する措置をとってはならないことを規定している。（第七条関係）

8　各締約国は、この協定の対象となる事項に関連する法令等を速やかに公表し、又は公に入手可能なものとすること等を規定している。（第八条関係）

9　各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為の防止等のために措置をとること等を確保することを規定している。（第九条関係）

10　一方の締約国は、入国等に関する自国の関係法令に従うことを条件として、他方の締約国の国籍を有する自然人等に対し、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在することを許可することを規定している。（第一〇条関係）

11　いずれの締約国も、公共の目的のためのものであること等の要件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならないこと等を規定している。（第一一条関係）

12　一方の締約国は、武力紛争等により投資財産に関連する損失等を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復等の解決方法に関し、内国民待遇又は最恵国待遇を与えること等を規定している。（第一二条関係）

13　保険契約等に基づいて自国の投資家に対して支払を行った締約国又はその指定する機関による当該投資家の権利又は請求権の代位等について規定している。（第一三条関係）

14　一方の締約国は、一定の場合を除くほか、他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自由に、かつ、遅滞なく行われることを認めること等を規定している。（第一四条関係）

15　この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であって、六箇月以内に外交交渉によっても満足な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に付託すること等を規定している。（第一五条関係）

16　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が六箇月以内に協議によって解決されない場合には、当該投資紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託されること等を規定している。（第一六条関係）

17　この協定による仲裁に関する通知その他の文書の送達先について規定している。（第一七条関係）

18　この協定のいかなる規定も、締約国が、人、動物又は植物の生命又は健康の保護、公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持等のために必要な措置、自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置（戦時等にとる措置等を含む。）等を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならないこと等を規定している。（第一八条関係）

19　いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じ、又は生ずるおそれがある場合等には、国境を越える資本取引に係る義務等に適合しない措置を採用し、又は維持することができること等を規定している。（第一九条関係）

20　締約国は、信用秩序の維持のための措置をとることを妨げられないこと等を規定している。（第二〇条関係）

21　この協定のいかなる規定も、両締約国が当事国である知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利及び義務に影響を及ぼすものではないこと等を規定している。（第二一条関係）

22　この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではなく、この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、当該租税条約が優先すること等を規定している。（第二二条関係）

23　いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、投資に関連する事項について討議するために協議を行うことを提案することができること等を規定している。（第二三条関係）

24　一方の締約国は、健康、安全若しくは環境に関する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国及び第三国の投資家による投資を奨励することを差し控えること等を規定している。（第二四条関係）

25　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、一定の場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができること等を規定している。（第二五条関係）

26　両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国間の投資を更に保護し、及び促進することを目的として、この協定の見直しを行うこと等を規定している。（第二六条関係）

27　この協定の発効要件、有効期間等について規定している。（第二八条関係）